

業 務 の 名 称	港湾施設等の維持管理に係る技術情報提供業務		
業 務 概 要	本業務は、北陸管内の港湾等管理者、北陸地方整備局職員及び港湾施設を所有する民間企業等に対し、港湾施設及び海岸保全施設(港湾海岸)の維持管理業務に必要となる技術情報の提供を行うものである。		
契約担当官の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 神 谷 昌 文 新潟市中央区美咲町 1 丁目 1 番 1 号		
契 約 年 月 日	令和 7 年 7 月 1 7 日		
契 約 業 者 名	東京都港区西新橋一丁目 1 4 番 2 号		
契 約 業 者 の 住 所	一般財団法人沿岸技術研究センター		
契 約 金 額	¥ 1 2, 2 1 0, 0 0 0. - (税込み)		
予 定 価 格	¥ 1 2, 5 1 8, 0 0 0. - (税込み)		
随意契約によることとした理由	本業務は、北陸管内の港湾等管理者、北陸地方整備局職員及び港湾施設を所有する民間企業等に対し、港湾施設及び海岸保全施設(港湾海岸)の維持管理業務に必要となる技術情報の提供を行うものである。 本業務の実施にあたっては、港湾施設及び海岸保全施設(港湾海岸)の維持管理計画の策定から点検診断(性能判定)、維持管理計画の見直し、維持補修の実施、に至る一連のプロセスに精通している必要があり、予防保全計画策定事例の検討に関して高度な知識や専門的な知見を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 一般財団法人沿岸技術研究センターは、技術提案書、及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項の規定により、一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約するものである。		
業 務 場 所	北陸地方整備局管内	業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和 7 年 7 月 1 7 日	履 行 期 間 (至)	令和 8 年 1 月 3 0 日
備 考			